

議第199号から議第207号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成27年9月24日提出

京都市長 門川大作

1 被害者に対するもの

議案番号	損害賠償額 円	事故の概要	
		被害者	損害の程度
199	1,575,284		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等
200	809,684		車両等の損傷
201	602,677		建物の床下の損傷

2 損害賠償請求権を代位取得した債権者に対するもの

議案番号	損害賠償額 円	債権者	事故の概要	
			被害者	損害の程度
202	4,406,861	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 AIU損害保険株式会社		建物の1階及び外構並びに事業用物品の損傷等

203	1,469,285	東京都千代田区平河町二丁目7番9号J A共済ビル 全国共済農業協同組合連合会		建物の1階及び外構, 事業用物品並びに車両の損傷
204	1,012,832	同 上		建物の1階及び外構の損傷
205	991,695	同 上		家財等の損傷
206	774,728	同 上		建物の1階及び外構の損傷
207	547,260	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上火災保険株式会社		車両の損傷

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。